

納骨届（合葬式墓地）

令和 年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
申 請 者
（墓所使用者） 氏 名
電 話

住 所
届出代理人 氏 名
電 話

次のとおり潮見坂平和公園に納骨したいので、裏面誓約事項を誓約し、確認事項を確認した上で関係書類を添えて届出します。

墓 所 位 置	合葬式墓地（ 個別 ・ 共同 ・ 生前 ）	号
添付書類及び 持参するもの	○春日井市潮見坂平和公園使用許可証（合葬式墓地） ○火葬許可証、改葬許可証又は(分骨の時は)分骨に係る埋蔵証明書等 ○遺骨（焼骨）	

納骨対象者

ふりがな	
氏 名	
墓所使用者との続柄	

ふりがな	
氏 名	
墓所使用者との続柄	

ふりがな	
氏 名	
墓所使用者との続柄	

☐私は、第三者からの納骨状況の照会があった場合は、回答されることを希望しません。（納骨されていることを照会されたときに、回答してほしくない場合は☐にチェック✓を入れてください。）

事務局記入欄

台帳整理年月日	所 長	主 査	担 当	記 帳

誓約事項

- ・私は、春日井市潮見坂平和公園合葬式墓地（以下「合葬式墓地」という。）の申請にあたって、春日井市潮見坂平和公園条例、同施行規則、募集案内及び本誓約書等を順守することを誓います。
- ・私は、遺骨の所有者であり、祭しの主宰者として、合葬式墓地に対象者の納骨を希望します。
- ・私は、合葬式墓地に納骨することについて、親族間で十分に話し合っ合意しています。また、紛争が生じた場合は私が責任をもって解決します。
- ・合葬式墓地に納骨（埋蔵）後は、遺骨の返還を申し出ません。

注意事項

- ・納骨対象者は、変更できません。
- ・使用権の譲渡・転貸はできません。
- ・使用権を返還したときの使用料の還付は、返還の手続を行ったときの規則等に基づき行われます。
- ・合葬式墓地には、火葬された焼骨以外を納骨することはできません。土葬のお墓から改葬する場合は、あらかじめ火葬場で焼骨にした上で提出する必要があります。
- ・納骨にあたっては、幅及び奥行 22cm 以内、高さ 26cm 以内で材質が陶磁器等一時的に保管できる容器（骨壺等）に遺骨を入れて提出してください。
- ・遺骨を入れて提出いただいた容器等は、市で処分します。
- ・提出する容器の中には遺骨以外の遺品、記念品又は副葬品等を入れないでください。遺骨以外のものが入っていた場合は、市で処分します。
- ・納骨に使用者又は御親族等が立ち会うことはできません。
- ・納骨場所は、市が決定します。場所の選定や変更はできません。
- ・納骨した遺骨は返却できません。
- ・合葬式墓地が災害や経年劣化等により、施設の維持管理上問題が生じた場合は、改修又は移転する場合があります。その際に、使用者に個別に通知等はいません。
- ・シンボルツリーが枯死又は生育不良の場合は、植え替えを行います。その際に樹種を変更することがあります。
- ・第三者から納骨状況の照会があった場合に回答を希望しない場合は申し出してください。
- ・合葬式墓地は、永代にわたって遺骨を預かる永代管理の施設であり、永代供養ではありません。
- ・供養や宗教的儀式等は、使用者の責任で行ってください。